管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
140010	陸上自衛隊、国土復興支援連隊の創設	—	現状において、農林水産業支援及び有害鳥獣対策を目的とした任務は有しておらず、当該業務に特化した部隊も保有していない。	自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した、「国土復興支援連隊」を創設し、その任務に当てる。	テロは、なぜ起こるのか？という事を考えると、貧困がある。では、食べる為に、何をすれば良いのか？農林漁業を指導し、労働と収穫の喜びを分かってもらい、テロの起こる貧困国でも農林漁業で食べて行ける様にする。あわせて、我国の現在の農林漁業を考えてみると、決してそれだけの業で食べて行ける状態に無い。そこで日本の国土を守るという意味において、自衛隊を活用し、まずは、高齢者だけの、国内農林漁業及びその振興を妨げる有害鳥獣の捕獲を支援し、その使命が完遂できるようになれば、海外の貧困国で農林漁業の指導を実施する。まずは、陸上自衛隊の中に国土復興支援連隊を創設し、その中に、農業支援中隊、林業支援中隊、漁業支援中隊、連隊本部管理中隊を置く。隊員の採用にあたっては、現職の普通科、施設の希望隊員を重視に、フリーターや、ネットカフェ難民、中高年各業経験者等も含め、厳正な入隊面接試験、体力試験、適性試験を実施する。	C	—	自衛隊の任務は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、その任務を全うするため、防衛省・自衛隊は、実力組織である陸海空自衛隊を中心に各組織が構成されている。 上記の規定の趣旨に照らせば、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務は、基本的には我が国の防衛及び公共の秩序の維持には該当せず、また、農林水産業支援業務や有害鳥獣捕獲業務について自衛隊は知見を有していないこと等から、自衛隊の業務に追加すること及び当該業務に特化した国土復興支援連隊を新たに編成することは適当ではないと考える。 なお、有害鳥獣対策に関し市町村から申出があった場合、自衛隊法第100条「土木工事等の受託」の規定に基づいて、その要件に従い、現有の自衛隊の装備、能力を活用しうる業務については、適切に協力してまいる所存である。	有害鳥獣対策事業を自衛隊に委託する場合、自衛隊法第100条第1項の要件である「自衛隊の訓練の目的」を満たす基準を明確にし、具体的に想定される出動の要件を回答されたい。	C	—	自衛隊法第100条第1項に基づき「土木工事」の施行の委託を受け、これを実施することができるとされている「自衛隊の訓練の目的に適合する場合」とは、主として陸上自衛隊施設科部隊が装備している建設機械を用いる作業や、継続のような特殊の技術作業を必要とする場合を想定している。 よって、鳥獣被害対策としては、例えば建設機械を用いた緩衝帯の整備、防護柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合が想定される。	C	–	1002040	個人	三重県	防衛省
140011	陸上自衛隊、国土復興支援連隊の創設	—	現状において、農林水産業支援及び有害鳥獣対策を目的とした任務は有しておらず、当該業務に特化した部隊も保有していない。	自衛隊の業務に、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務を追加する。また、陸上自衛隊に、当該業務に特化した、「国土復興支援連隊」を創設し、その任務に当てる。	テロは、なぜ起こるのか？という事を考えると、貧困がある。では、食べる為に、何をすれば良いのか？農林漁業を指導し、労働と収穫の喜びを分かってもらい、テロの起こる貧困国でも農林漁業で食べて行ける様にする。あわせて、我国の現在の農林漁業を考えてみると、決してそれだけの業で食べて行ける状態に無い。そこで日本の国土を守るという意味において、自衛隊を活用し、まずは、高齢者だけの、国内農林漁業及びその振興を妨げる有害鳥獣の捕獲を支援し、その使命が完遂できるようになれば、海外の貧困国で農林漁業の指導を実施する。まずは、陸上自衛隊の中に国土復興支援連隊を創設し、その中に、農業支援中隊、林業支援中隊、漁業支援中隊、連隊本部管理中隊を置く。隊員の採用にあたっては、現職の普通科、施設の希望隊員を重視に、フリーターや、ネットカフェ難民、中高年各業経験者等も含め、厳正な入隊面接試験、体力試験、適性試験を実施する。	C	—	自衛隊の任務は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、その任務を全うするため、防衛省・自衛隊は、実力組織である陸海空自衛隊を中心に各組織が構成されている。 上記の規定の趣旨に照らせば、農林水産業支援業務及び有害鳥獣捕獲業務は、基本的には我が国の防衛及び公共の秩序の維持には該当せず、また、農林水産業支援業務や有害鳥獣捕獲業務について自衛隊は知見を有していないこと等から、自衛隊の業務に追加すること及び当該業務に特化した国土復興支援連隊を新たに編成することは適当ではないと考える。 なお、有害鳥獣対策に関し市町村から申出があった場合、自衛隊法第100条「土木工事等の受託」の規定に基づいて、その要件に従い、現有の自衛隊の装備、能力を活用しうる業務については、適切に協力してまいる所存である。	有害鳥獣対策事業を自衛隊に委託する場合、自衛隊法第100条第1項の要件である「自衛隊の訓練の目的」を満たす基準を明確にし、具体的に想定される出動の要件を回答されたい。	D	—	自衛隊法第100条第1項に基づき「土木工事」の施行の委託を受け、これを実施することができるとされている「自衛隊の訓練の目的に適合する場合」とは、主として陸上自衛隊施設科部隊が装備している建設機械を用いる作業や、継続のような特殊の技術作業を必要とする場合を想定している。 よって、鳥獣被害対策としては、例えば建設機械を用いた緩衝帯の整備、防護柵の設置に先立ち建設機械を用いる比較的大きな造成工事等が必要になる場合が想定される。	D	–	1002040	個人	三重県	防衛省
140020	入札参加資格を、受託して得た資金をもって非営利事業を実施する特定非営利活動法人に限定する	会計法第29条の3 予算決算及び会計令 第73条	契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる旨規定。	沖縄県内から出土する不発弾の最終処分事業を、委託する際に実施される入札において、営利企業を入札参加資格者から排除し、非営利活動事業を実施するNPO団体の間で競争することする	（制度の現状） 不発弾の最終処分は、ロンビン条約により海洋投棄が禁止され、陸上で実施されることとなった。防衛省では、競争入札により実施先を選定することとしている。 （提案理由） 沖縄県内より出土する不発弾は国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦によるものであり、国内他地域の不発弾とは歴史的背景が異なり、県民の不発弾に対する設大方も沖縄戦に対するものと同様年数の経過だけでは納得できない。20万人を超す大量救難の使い残りである不発弾や住民の集団自決現場から出土する日本軍の不発手榴弾で金儲けしようなど と言うのは言語道断であり、戦争の反省を踏まえた戦後処理より企業の経済効果を優先しようとするものである。不発弾の最終処分事業により得た対価は、営利企業の利益としてではなく、特定非営利活動法人が実施する精神児救命の医療支援などといった非営利事業の原資とされるべきである。 （事業の内容） 最終処分委託先を選定する競争入札において、営利企業とNPOが競争して落札することは困難である。非営利事業を実施することが明らかなNPOが受託することを確実とするために、営利企業を参加資格者から除外した入札を実施する。 提案が実現した場合、当会は、不発弾処理作業チームNPOと、その受託により得られた対価によって非営利事業を実施する難病児支援基金運用チームNPOを立ち上げて入札に参加する。 処理技術の確実性と安全の確保については、不発弾処理のエキスパートである自衛隊不発弾処理隊のOBの方々の協力を受けて対応する。	C	—	公共調達の適正化について（財務大臣通知（財計2017号18．8．25））による。「公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」とされており、また、閣意事項として、「予算決算及び会計令第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであることとされているところであって、不発弾の陸上処理について、入札参加資格をNPO団体に限定して競争入札を実施することは、民間事業者の参画する機会を奪うことになり競争性及び透明性の観点から適当ではない。	不発弾処理に際しては、適切な実施、安全性の確保等のため、専門的な知識、実務経験等が要求されると考えられるが、競争入札の実施にあたってどのように記載されているか、また、指名競争入札で実施される場合には、技能経験者等についての要件をつける必要があると思われるが、現在実施又は今後実施が予定されるNPO団体に限定した入札の要件を回答されたい。	貴省の回答を果たして回答と捉えよいものか甚だ疑問に感じております。 某NPOが貴省の窓口を訪れ営利企業の排除を申し入れたというのであれば この様な回答も有り得ましょうが、卑しくも内閣府提唱の構造改革に則っての特区であり、現行の規制、法律等をその地域、その事業に限定して緩和、運用する事が国民に等しく幸福をもたらすのであれば従来の構造を改革すること というのが構造改革特区であると理解しております。当事業の構想に対し異議を唱える者は未だ一人も知りません。 費用対効果、道徳的見地、その他諸々の見地からしても国民の支持は得られるものと確信しております。貴省におかれましても国民的視点からの審議を切望します。	C	—	現在、公告中の不発弾等の処分については、一般競争入札を予定しており、その入札の参加資格において、特に、「本件を履行するための技術及び設備等を有すること。」としている。具体的には、以下の基本要件を満足しなければならない。 1．関係法令に基づき、爆薬量（爆薬）600kgまでの不発弾等を解撤及び廃棄することができる設備を日本国内に有するものとする。 2．本件にかかわる不発弾等について、引き渡しから処分完了までの間、関係法令に基づき貯蔵できる火薬庫を日本国内に有するものとする。 3．不発弾の処理（識別、移動、運搬及び廃棄）に関する専門技術及び経験を保有する技術者を有するものとする。	先に回答いただいた基本要件に合致する入札参加者が現出した事業実施計画書の審査において、受託能力を適切に備えており、かつ、公益性の高い事業を行っている、又は、行おうとする者に配慮した採択ポイントの加算はできないか回答されたい。	本提案は国民の血税をもって賄われる沖縄の不発弾処理の対価を医療保険制度による救済からもれた患者に還流させようという構想であり、紛れもなく国民の利益と直結し、国民はその利益を享受する権利が有ります。しかし、この構想に対する私達の要望、再検討要請に対して貴省の回答は既定事項を述べたにすぎず、とても審議がなされたとは言えません。特区提案は継続提出します。沖縄の戦後処理の大きな課題の一つである不発弾処理に関しては特区採用の余地が残されるべきで、少なくとも現時点での企業による処理の判断は控えるべきです。そして、これ等の事は広く国民に知られるべきであり、国民の代表による判断を仰ぐべき課題であると捉えます。	C	–	不発弾等の処分に関しては、国の契約についての原則方式である一般競争入札方式としているところであり、これは機会均等の思想と、なるべく広い範囲の競争をすることにより、最も公正な処理を図り、かつ、最も有利な価格を見いだそうとするものである。 なお、契約の履行を確保するために、必要最低限度の基本要件を定めて事業実施計画書の審査においてその履行の確認をしているところであり、「公共調達の適正化について（財務大臣通知（財計2017号18．8．25））の要素事項による「競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること」とされているところからも、不発弾等の処分に関して、更に特定非営利活動法人に配慮することや公益性の高い事業を行っている又は行おうとする者に配慮することは、調達の公平性・透明性を損なうことになる。	1015001	県民の手による不発弾の最終処分を考える会	沖縄県	環境省 防衛省
140030	国が移転補償で買った土地を、営利目的の民間へ無償で貸付け	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第7条 周辺財産の無償使用許可等の取扱いについて（平成15年1月17日施本第39号）	周辺財産については、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、民間に対しては、有償使用許可を行っており、地方公共団体に対しては、広場、花壇及び駐車場等に使用する場合には、飛行場等の周辺の生活環境の整備の一環をなすものとして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、無償使用許可を行っているところである。	基地の騒音により国が移転補償を行って買い上げた土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に、無償での貸与を認める。	基地の騒音により国が移転補償を行って買い上げた土地を、民間企業や個人が営利活動を目的に借用を希望した場合に無償で貸与ができることとする特例を設けていただき、市で企業誘致や各種団体の作業所、米軍人向け貸家などの民間利用を促し、土地の有効活用を図って、分断された地域の再生を目指したい。 提案理由： 三沢米軍基地の周辺には、軍用機の騒音により国の移転補償を受けて住宅が移転し、無人の国有地となった移転跡地（防衛省所属行政財産）が、市の人口分布帯を分断するように広がっており、三沢市のまちづくり上、大きな障害となっている。また移転跡地は、国においてもなんら活用方法のない状況、国が恒久等の維持管理費を負担し続けており、国民の負担となっている。 しかし、もともとそこに住んでいた人は騒音を苦に移転したとはいえ、それ以外の人にとっては、移転跡地は環境は悪くとも、仮に無償で使用できるとなれば、市街地にも近いことから、跡地内で営業活動などをしようと考える人も あり うると思われる。活用されない土地を国で管理し続けるよりは、その一部であっても、無償で企業や個人に貸付け活用させた方が、国の負担も減り、土地の有効活用も図られることから、営利活動を行うことを目的とした民間企業や個人が無償で移転跡地の貸付を受けられるよう、特例を設けていただきたい。	C	—	本件については、国有財産行政を統括する財務省の見解に沿った対応をすべきと考えており、防衛省としても、本提案は検討要請の対象とはなり得ないと考える。 なお、移転補償により買い入れた土地については、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において、民間に対しては、有償使用許可を行っており、地方公共団体に対しては、広場、花壇及び駐車場等に使用する場合には、飛行場等の周辺の生活環境の整備の一環をなすものとして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、無償使用許可を行っている。	C	–	1043010	三沢市	青森県	財務省 防衛省